

## 障害児通所支援事業における常勤職員の有給休暇等取得日の取り扱いについて

## 1. 取扱い適用日

令和 4 年 4 月 1 日（金）

## 2. 基準人員の取り扱いについて

【従来】 常勤の基準人員が有給休暇を取得した場合、その日は出勤したものとみなす。

【今後】 基準人員が有給休暇、病欠、休職等（以下「有給休暇等」という。）により勤務しなかった場合、代替りの児童指導員又は保育士を確保し、**日々サービス提供時間を通じて常に基準人員を 2 名配置すること。**（利用者数が 0 人の日を除く。ただし、常勤職員の勤務関係上や、加配を算定するためにその日に出勤しなければならないなどの事情がある場合は、それを妨げるものではない。）

（参考） 人員基準を満たす場合、満たさない場合の例示

（例1） 定員10名、児童指導員1名(常勤)、保育士1名(非常勤)を配置する事業所

主として対象とする障害児の種別：障害児（重症心身障害児を除く。） ※他の例も同様

営業時間：9時～18時（8H） ※他の例も同様

開所日：月～金（週5日） ※他の例も同様

サービス提供時間：13時～18時（5H） ※他の例も同様

勤務時間：9時～18時（8H）…①、13時～18時（5H）…② ※他の例も同様

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
児（常）	①	①	①	①	有休	-	-	①	①	①
保（非）	②	②	②	②	②	-	-	②	②	②
【従来】可否	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○
【今後】可否	○	○	○	○	×	-	-	○	○	○

(例2) 定員10名、児童指導員1名(常勤)、保育士1名(非常勤)を配置する事業所

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
児(常)	①	①	①	①	①	-	-	①	①	①
保(非)	②	②	②	②	有休	-	-	②	②	②
【従来】可否	○	○	○	○	×	-	-	○	○	○
【今後】可否	○	○	○	○	×	-	-	○	○	○

(例3) 定員10名、児童指導員1名(常勤)、保育士1名(非常勤)、児童指導員1名(非常勤)を配置する事業所

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
児(常)	①	①	午前休	①	有休	-	-	①	病欠	①
保(非)	②	有休	②	②	②	-	-	②	②	②
児(非)	-	②	-	-	②	-	-	-	②	-
【従来】可否	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○
【今後】可否	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○

(例4) 定員10名、児童指導員1名(常勤)、保育士1名(非常勤)、児童指導員1名(非常勤)を配置する事業所

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
児(常)	①	①	①	①	有休	-	-	①	病欠	①
保(非)	②	有休	②	②	②	-	-	②	有休	②
児(非)	-	-	②	②	-	-	-	-	②	-
【従来】可否	○	×	○	○	○	-	-	○	×	○
【今後】可否	○	×	○	○	×	-	-	○	×	○

【補足】 令和3年4月1日において既に指定を受けている事業所については、令和5年3月31日までの間は障害福祉サービス経験者についても、基準人員に加えることができる点に留意すること。ただし、基準人員のうち半数以上は児童指導員または保育士でなければならない。

障害福祉サービス経験者の定義は「学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の過程による12年の学校教育を修了した者若しくは文部科学大臣がこれと同等以

上の資格を有すると認定した者であって2年以上障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスに係る業務に従事した者」とする。

なお、従事した期間の考え方については、定められた期間業務に従事し、かつ1年あたり180日以上の日数を勤務していることが条件となる。

### 3. 児童指導員等加配加算及び専門的支援加算の取り扱いについて

取扱いに変更はなし。基準人員を満たした上で、常勤の加算要員がいた場合、常勤職員の有給休暇等については暦月で一月を超えない限り、加配加算の常勤換算に含めてよいとされている。非常勤職員の休暇については、常勤換算に含めることができないため注意すること。

(参考) 児童指導員等加配加算（児童指導員等）が算定できる場合、できない場合の例示

(例1) **【OK】** 定員10名、児童指導員2名(常勤)、保育士1名(非常勤)を配置する事業所  
 主として対象とする障害児の種別：障害児（重症心身障害児を除く。）※他の例も同様  
 営業時間：9時～18時（8H）※他の例も同様  
 一週間に常勤職員の勤務すべき時間数：40時間 ※他の例も同様  
 開所日：月～金（週5日）  
 サービス提供時間：13時～18時（5H）※他の例も同様  
 勤務時間：9時～18時（8H）…①、13時～18時（5H）…② ※他の例も同様  
 児童指導員等加配加算「児童指導員等」を加配する体制届を事前に静岡市へ届出済み。

※斜線は基準の人員を示している	1	2	3	4	5	6	7	8	略	4 勤 週務 間時 の間 計	内訳	
	月	火	水	木	金	土	日	月			基 準 人 員	加 配
児1(常)	①	①	①	①	①	-	-	①	略	160	160	0
保(非)	②	②	②	②	②	-	-	②		100	100	0
児2(常)	①	①	①	①	①	-	-	①		160	0	160
利用者数	10	10	10	10	10			10				
算定可否	○											

(例2) 【その日のみ算定不可】定員10名、児童指導員2名(常勤)、保育士1名(非常勤)を配置する事業所

※斜線は基準の人員を示している	1	2	3	4	5	6	7	8	略	4 勤 週務 間時 の間 計	内訳	
	月	火	水	木	金	土	日	月			基 準 人 員	加 配
児1(常)	<del>①</del>	<del>①</del>	<del>①</del>	<del>①</del>	<del>①</del>	-	-	①	略	160	160	0
保(非)	<del>②</del>	<del>②</del>	<del>②</del>	<del>②</del>	<del>②</del>	-	-	②		100	100	0
児2(常)	①	①	①	①	①	-	-	①		160	(8)	160
利用者数	10	10	10	10	11	-	-	10				
算定可否	○	○	○	○	×	-	-	○				

児童指導員等加配加算の算定について、5日(金)は利用者が11人のため、基準人員が3人必要となり、加配となる予定だった職員(児2(常))が基準人員となる。このように定員超過のために加配要員が基準人員となる場合、基準人員でありつつも加配要員としての常勤換算に含むことができる。よって、月ごと算定不可とはならないが、その日については基準人員のみの配置になるため、算定不可となる。

(例3) 【その日のみ算定不可】定員10名、児童指導員2名(常勤)、保育士1名(非常勤)を配置する事業所

※斜線は基準の人員を示している	1	2	3	4	5	6	7	8	略	4 勤 週務 間時 の間 計	内訳	
	月	火	水	木	金	土	日	月			基 準 人 員	加 配
児1(常)	<del>①</del>	<del>①</del>	<del>①</del>	<del>①</del>	<del>①</del>	-	-	<del>①</del>	略	160	160	0
保1(非)	<del>②</del>	<del>②</del>	<del>②</del>	<del>②</del>	有給	-	-	<del>②</del>		95	95	0
児2(常)	①	①	①	①	①	-	-	①		160	(8)	160
利用者数	10	10	10	10	10	-	-	10				
算定可否	○	○	○	○	×	-	-	○				

児童指導員等加配加算の算定について、5日(金)は基準人員の有給休暇等による不在のため、加配となる予定だった職員(児2(常))が基準人員となる。このように基準人員の有給休暇等による不在のために加配要員が基準人員となる場合、基準人員でありつつも加配要員としての常勤換算に含むことができる。よって、月ごと算定不可とはならないが、その日については基準人員のみの配置になるため、算定不可となる。

(例4) 【NG】定員10名、児童指導員2名(常勤)、保育士1名(非常勤)を配置する事業所  
 開所日：月～金(週5日) ⇒ 開所日：月～土(週6日)

※斜線は基準の人員を示している	1	2	3	4	5	6	7	8	略	4勤 週務 間時 の間 計	内訳	
	月	火	水	木	金	土	日	月			基 準 人 員	加 配
児1(常)	<del>①</del>	<del>①</del>	<del>①</del>	<del>①</del>	<del>①</del>	-	-	<del>①</del>	略	160	160	0
保(非)	<del>②</del>	<del>②</del>	<del>②</del>	<del>②</del>	<del>②</del>	<del>②</del>	-	<del>②</del>		120	120	0
児2(常)	-	①	①	①	①	①	-	-		160	32	128
利用者数	10	10	10	10	10	10	-	10				
算定可否	×											

開所日が6日以上の場合、常勤職員が不在となる場合がある。この場合、基準人員として職員(児2)を配置する必要があり、必要な員数に加え一か月当たり常勤換算0.8人(128/160)の配置となるため、児童指導員等加配加算は算定できない。

(例5) 【OK】定員10名、児童指導員2名(常勤)、児童指導員1名(非常勤)、保育士1名(非常勤)を配置する事業所  
 開所日：月～金(週5日) ⇒ 開所日：月～土(週6日)

※斜線は基準の人員を示している	1	2	3	4	5	6	7	8	略	4勤 週務 間時 の間 計	内訳	
	月	火	水	木	金	土	日	月			基 準 人 員	加 配
児1(常)	<del>①</del>	<del>①</del>	<del>①</del>	<del>①</del>	<del>①</del>	-	-	<del>①</del>	略	160	160	0
保(非)	<del>②</del>	<del>②</del>	<del>②</del>	<del>②</del>	<del>②</del>	<del>②</del>	-	<del>②</del>		120	120	0
児2(常)	-	①	有休	①	①	①	-	-		160	0	160
児3(非)	②	②	②	②	②	②	-	②		120	20	100
利用者数	10	10	10	10	10	10	-	10				
算定可否	○											

上記例の場合、必要な員数に加え一か月あたり常勤換算1.6人(260/160)人の配置となるため、児童指導員等加配加算(児童指導員等)を算定できる。

なお、常勤職員の有給休暇等については、一月を超えない限り、加配加算の常勤換算に含めてよいとされている。非常勤職員の休暇については、常勤換算に含めることができないため注意すること。

(例6) 【OK】 定員10名、児童指導員1名(常勤)、児童指導員2名(非常勤)、保育士1名(非常勤)を配置する事業所

開所日：月～金(週5日) ⇒ 開所日：月～土(週6日)

※斜線は基準の人員を示している	1	2	3	4	5	6	7	8	略	4勤 週務 間時 の間 計	内訳	
	月	火	水	木	金	土	日	月			基準 人員	加 配
児1(常)	①	①	①	①	①	-	-	①	略	160	160	0
児2(非)	②	②	②	②	②	②	-	②		120	120	0
児3(非)	-	-	-	②	②	②	-	-		60	20	40
保(非)	②	②	②	②	②	②	-	②		120	0	120
利用者数	10	10	10	10	10	10	-	10				
算定可否	○											

上記の例の場合、必要な員数に加え一か月あたり常勤換算1.0人(160/160)の配置となるため、児童指導員等加配加算(児童指導員等)を算定できる。児童指導員40時間(児童指導員等)と保育士120時間(理学療法士等)のように職種混合で加配加算の要件を満たす場合は、下位の職種(理学療法士等>児童指導員等>その他の従業者)での加配算定となる。

#### 4. 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所の場合

下記Q&Aを参照すること。ただし、支援に支障がない場合に限るため、注意すること。

平成19年12月19日障害福祉サービスに係るQ&A(指定基準・報酬関係)(VOL.2)

問6 看護師・理学療法士・作業療法士・生活支援員等の職員が、病欠や年休(有給休暇等)・休職等により出勤していない場合、その穴埋めを行わなければならないのか。

(答)

1. 非常勤職員が上記理由等により欠勤している場合、その分は常勤換算に入れることはできない。しかし、常勤換算は一週間単位の当該事業所の勤務状況によるため、必ずしも欠勤したその日に埋め合わせる必要はなく、他の日に埋め合わせをし、トータルで常勤換算上の数値を満たせば足りる。

また、常勤の職員が上記理由等により欠勤している場合については、その期間が暦月で1月を超えるものでない限り、常勤として勤務したものとして常勤換算に含めることができる。

2. また、基準上「一以上」などと示されている（常勤、常勤換算の規定がない）職種については、支援上必要とされる配置がなされていればよいので、当該日の欠勤が利用者の支援に影響がないとみなされれば、代わりの職員を置く必要はない。

静岡市 保健福祉長寿局 健康福祉部  
障害者支援推進課 自立支援係  
電話：054-221-1098 FAX：054-221-1108  
メール：shougai-support@city.shizuoka.lg.jp